

2020年5月18日

東京都知事
小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会
会長 杉浦 賢次

新型コロナウイルス感染と経済・雇用などへの影響に対応する緊急要請について

5月4日、国が緊急事態宣言を月末まで延長したことにより、日本国内における新型コロナウイルス感染の災害と経済の停滞、雇用の危機が長期化する見通しにあると考えられます。

現在、ワクチンや治療薬が開発されない中でも、社会インフラを支えるため働き続けなくてはならない多くの方々の感染リスクをいかに減らすか、また、地域のPCR検査を拡充して感染の実態を把握し、医療・療養体制を提供する側も利用する側も安心かつ継続して供給できることなどが最重要課題となっています。

加えて、新型コロナウイルスまん延の長期化により、私たちに寄せられる相談は、休業から廃業や雇止めによる失業へと変わりつつあり、パンデミックが社会の不平等を、より拡大させることがないよう、早急に対策を講じなければなりません。

これらを踏まえて、連合東京は、中期的対策を見据えた緊急要請を行います。

1. 長期化する新型コロナウイルス感染から医療従事者を守る必要がありますが、4月末にも医療従事者から「マスクがなかなか届かない」との相談がありました。新型コロナウイルス担当をはじめとする医療従事者の感染防止に努めるとともに、過労死問題などが懸念されるため、荷重労働問題への対処としての健康・労務管理を徹底し、手当・個人防護具(PPE)の支給、感染した場合の労災手続の簡略化や補償率の引き上げ、PTSD対策、医療施設経営への支援を行うなど、国と連携・役割分担をして支援に取り組むこと。
2. 介護サービスの現場においては、利用者との密着が避けられないため、感染防止対策が困難を極めています。都内でも感染者が確認された施設が複数あるため、マスクや消毒液などの衛生資材・防護服の継続的な支給、感染した施設入居者の速やかな入院、感染した場合の労災手続の簡略化や補償率の引き上げなど、感染リスクを抑えな

がら、必要性の高いサービスが続けられ、高齢者の暮らしを支えるよう国や区市町村と連携して取り組むこと。また、介護施設や訪問介護の現場への経済的サポートを国とともに実施するとともに、特別手当の支給などにより、有効求人倍率が 14.75 倍となった訪問介護などの深刻な人手不足の解消に努めること。

3. 指定感染症患者は入院が基本ですが、特例的に軽症者や無症状患者は宿泊療養や自宅療養となっています。自宅療養者は家族に感染させる危険が大きく、サイレント肺炎からの体調急変もあるため、原則、宿泊療養とし、法改正を行うよう国に求めること。そのために、軽症者や無症状患者といった感染者を受け入れる宿泊施設を確保し、療養体制を整備・維持すること。さらに、宿泊療養では、病院と同じく連続 2 回の PCR 検査で陰性とならない限り、療養解除としないこと。
4. 企業や事業主が中長期の事業継続を見据えられる対策が必要です。下請製造業においては、大手メーカーが操業を休止してから発注が無くなって、大きな影響が及びます。持続化給付金においては、給付対象を売上減 50%から、30%減や倒産のおそれがある場合にも申請給付できるように変更する、また、不動産賃料や人件費などの固定費支援から感染対策の長期化に対応できる制度を講じるよう、国に求めること。中小企業の債務超過問題を検討するよう国に要請すること。さらに、都民の不安を払拭するため、感染拡大防止協力金の追加対策を検討すること。観光業や飲食店、小売店が廃業しないよう、来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を支える中小企業の支援を検討すること。
5. 企業が従業員を解雇したり、雇い止めをしないよう、また、緊急事態宣言は企業の自己都合とは言えないため、休業手当を支払わないケースがあり、雇用に関して追加支援を行うことが重要です。私たちには「経営悪化のため 5 月末に解雇する。お金がないので保障できない」と言われたパート従業員からの相談も入っています。1 日当たり 8330 円である雇用調整助成金の上限引き上げや、国が休業手当を支払えない企業に代わって給付を行うことなど、スピード感のある対応を国に求めること。また、休業中でも失業手当を受け取れる新型コロナウイルス災害による特例適用給付も国に求めること。さらに、新型コロナウイルスの影響で忙しく、人手が不足している企業への就労誘導策を国とともに行うこと。
6. 日本国内では、労働政策の規制緩和を進めたことによって、パートタイム・契約・派遣など有期雇用契約で働く労働者が約 4 割となり、単発の仕事に頼るギグワーカーなどの自営業者も増え、収入に恵まれない脆弱な雇用環境が広がりました。新型コロナウイルスの感染拡大によって、3 月の経済自粛、4 月からの緊急事態が 5 月末日ま

で延長されることになり、働けずに収入が減った人々の雇用と生活、生存権を守る施策が早急に必要となっています。一時的な直接給付だけではなく長期化を見据えた救済措置を検討するよう国に求めるとともに、都としても居住や就労など、人々の生活基盤を守るセーフティネット対策に取り組むこと。また、「休業補償は社員のみで、パートなどには支払われない」といった相談もあり、企業に社員・有期雇用契約者間の不合理な補償格差を無くすよう国とともに求めること。さらに、人々の緊急的な借り入れ時における高金利対策について、国や事業者を求めること。

7. 新型コロナウイルス感染拡大による経済の停滞は、若年者の窮乏化も招いています。保護者からの学費支援などが滞り、アルバイト先も見つけれない状況を鑑みて、大学生や大学院生の支援に国とともに取り組むこと。
8. 安倍首相による全国小中高等学校を対象とした一斉休校要請から3ヵ月目となりました。学校の教室は新型コロナウイルスの感染を招く過密空間となりやすい場所です。子どもを感染から守るための学校運営に取り組むこと。また、各家庭と連絡を取り児童・生徒の実態を把握するとともに、自宅のスマートフォンやタブレット端末などを活用、または、ネット環境がない家庭にはパソコンなどを貸与し、ネット環境を整備する、教材・配布プリントを配る、輪番登校を行うなど、できる範囲で子どもとつながり、学びを止めないように区市町村とともに尽力すること。さらに、オンライン学習の整備を促進すること。
9. 新型コロナウイルス感染のパンデミック(3月11日)により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が24日、1年延期されることとなりました。今後、延期の影響について関係者間で協議を行う予定となっていると聞いていますが、延期における東京都の費用分担については、都民が納得し得る負担であるよう求めて、実現させること。また、今後の大会については、世界での感染状況を踏まえて開催を判断するとともに、運営に関しては、関係者間で必要性の高いサービスを再確認し、その水準を抑えて、コスト縮減に努めるなど精査するよう求めること。
10. 都民や東京で働く人々に対して、今後、東京における新型コロナウイルス感染収束の道筋の説明や第2の感染の波への備え、パンデミック後の都民生活・都政と財政運営の戦略に関して示していくこと。

以 上